

前文

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわかれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自己のものたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないことを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法な憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は國民がこゝの憲法を由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこゝの憲法に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの地安く全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫安んと偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地迫害を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれて、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条 天皇は、日本國の象徵であり日本國統合の象徵であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に関する權能を有しない。
2 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第6条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
1. 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
2. 国会を召集すること。
3. 衆議院を解散すること。

4. 国會議員の総選挙の施行を公示すること。

5. 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

6. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

7. 荣典を授与すること。

8. 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

9. 外国の大使及び公使を接受すること。

10. 儀式を行うこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。